

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 11 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700124号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700103号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年12月16日は34万3,000円、平成18年6月28日は31万3,000円、平成19年12月19日は30万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年6月
③ 平成19年12月

A社から、請求期間①から③までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者の預金取引に係る明細表(写)により、A社から、請求期間①は30万8,700円、請求期間②は28万2,026円、請求期間③は27万7,134円の入金が確認できるところ、請求期間①から③までに係る同僚の賞与に係る明細書(写)及び当該同僚を含む複数の同僚の預金取引に係る明細表(写)並びに同社の財務担当者及び同僚の陳述から判断すると、当該入金は、同社から支払われた賞与に係るものであると認められる。

また、請求期間①から③までの厚生年金保険料の控除について、A社の財務担当者は、賞与を支給されている者であれば、社会保険料は皆同じ保険料率で控除されていると思う旨陳述しているところ、複数の同僚から提出された当該期間の賞与に係る明細書(写)によると、当該同僚は、いずれも同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から、それぞれ同じ率で厚

生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

なお、請求期間①については、上記の賞与に係る明細書（写）において、厚生年金保険欄が空欄となっているものの、健康保険欄には控除額が記載されており、当該控除に係る保険料率（11%）が事業主との折半後の法定の健康保険料率及び厚生年金保険料率の合計（11.244%）に近い率であること並びにA社の財務担当者の陳述を踏まえると、当該控除額は、厚生年金保険料を含めた額として健康保険欄に記載されたものであると推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から③までにおいて、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から③までの賞与支給日については、当該期間に係る請求者の預金取引に係る明細表（写）により確認できる入金日から、請求期間①は平成17年12月16日、請求期間②は平成18年6月28日、請求期間③は平成19年12月19日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間①から③までの標準賞与額については、当該期間に係る請求者の預金取引に係る明細表（写）及びA社の複数の同僚の賞与に係る明細書（写）並びに同社の財務担当者の陳述により、推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月16日は34万3,000円、平成18年6月28日は31万3,000円、平成19年12月19日は30万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成17年12月16日、平成18年6月28日及び平成19年12月19日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。